



進路だより

令和8年度 第3号 令和8年9月
石岡特別支援学校 進路・移行支援部

1 職業相談会 7月24日（金） ハローワーク石岡

高等部3年生で、卒業後すぐに企業への就労（A型事業所を含む）を希望する生徒及び保護者を対象として、職業相談会を実施しました。ハローワークの担当者より、「ハローワークと雇用情勢について」「企業に就職することについて」「療育手帳の必要性について」等について話をさせていただいた後に、個別相談及び求職登録を行いました。参加した生徒たちは、初めてのハローワークに緊張した様子も見られましたが、自らの進路や就労について考えることができる良い機会となりました。

【ハローワーク石岡職業相談会より】 ～就職への心構えについて 学校と職場の違い～

学 校	職 場
勉強が目的	仕事为目的
授業料を払う	給料がもらえる
友達との関係が主で、対人関係はヨコの関係	対人関係に努力が必要で上司・同僚といったタテとヨコの関係
一人ひとりが勉強に励む	仕事をするうえでチームワークが必要である
一時間ごとに休み時間がある	一時間ごとに休みがない
夏休み等の長い休みがある	長い休暇がない
間違いながら学習する	毎日の仕事は試験のようなもので、しかも満点が目標である



2 地区別福祉相談会 7月30日（木） 午前 石岡市 午後 小美玉市

高等部1・2・3年生の生徒及び保護者を対象に、地区別福祉相談会を実施しました。石岡市、小美玉市の福祉課の担当者に来校していただき、「障害福祉サービス全般について」「利用までの手続の流れ」「障害者基礎年金について」等の説明をしていただいた後に、個別相談を実施しました。

※つくば市とかすみがうら市は、福祉課による個別の対応のため、今回は実施しませんでした。

卒業後の福祉事業所の利用は、障害福祉サービスの一つとなるため、保護者の方が、居住している市の社会福祉課や障がい福祉課で利用に向けた手続きをしていただく必要があります。

卒業後の障害福祉サービス利用までの大まかな流れ （市によって多少の違いがある場合があります）

- ①福祉事業所に卒業後の利用可能の判断をしてもらう（現場実習等の様子から）
- ②市役所に連絡（③の予約等）
- ③サービスの利用申請と認定調査（市の担当者の聞き取りや調査等）を受ける
- ④相談支援事業所へ「サービス等利用計画案」の作成を依頼
- ⑤市から受給者証が交付される
- ⑥利用する福祉事業所と契約をする
- ⑦サービスの利用開始（福祉事業所の利用開始）



就労選択支援について

- ・令和7年10月から施行されている新しい福祉サービスです。
- ・今年度は、高等部卒業後に就労継続支援B型のサービス利用を希望する生徒は必ず必要になります。
- ・次年度以降は、就労継続支援A型のサービス利用を希望する生徒も必ず必要になります。